

奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生ごみ処理機、生ごみ堆肥化容器又は段ボールコンポスト（以下これらを「生ごみ処理機器」という。）を購入する者に対し、予算の範囲内で助成金を交付することにより、生ごみの自家処理を促進し、減量を図ることを目的とする。

(定義)

第1条の2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみ処理機 家庭から出る生ごみを電動でかくはん等を行うことにより分解又は乾燥させ、堆肥化又は減容化することを目的として製造された処理機で、市長が適当と認めたものをいう。
- (2) 生ごみ堆肥化容器 家庭から出る生ごみを分解し堆肥化することを目的として製造されたコンポスト容器等で、市長が適当と認めたものをいう。
- (3) 段ボールコンポスト 家庭から出る生ごみをピートモス等の基材とともに段ボール箱に入れ、その中で堆肥化することを目的として製造された段ボール製の容器及び当該容器に付随する基材等一式で、市長が適当と認めたものをいう。

(対象者)

第2条 助成金の交付を受けられることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有している個人であること。
- (2) 購入した生ごみ処理機器を市内に設置し、適正に維持管理ができること。
- (3) 堆肥化又は減容化された生ごみを自ら適正に処理することができること。
- (4) 市税の滞納がないこと。

(助成金の額及び助成基数)

第3条 助成金の額は、生ごみ処理機器の購入価格（消費税及び地方消費税を含み、送料、手数料等の諸経費を除く。）の2分の1（生ごみ堆肥化容器にあっては、3分の2）の額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、次の各号に掲げる生ごみ処理機器の区分に応じ、1基につき、当該各号に掲げる額を上限とする。

- (1) 生ごみ処理機 30,000円
- (2) 生ごみ堆肥化容器 7,000円
- (3) 段ボールコンポスト 2,000円

2 助成金の交付の対象となる生ごみ処理機器の数は、一の年度において、次のとおりとする。

- (1) 生ごみ処理機 1基
- (2) 生ごみ堆肥化容器 2基以内
- (3) 段ボールコンポスト 4基以内

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生ごみ処理機器の購入日の属する年度において市長が指定する日までに、奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 申請者本人であることを確認できる書類の写し
- (2) 生ごみ処理機器購入に要した費用が明記された領収書の写し
- (3) 生ごみ処理機器設置後の状況が確認できる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、生ごみ処理機及び生ごみ堆肥化容器に係る、この要綱に基づく助成金の交付を受けた者（同居世帯の者を含む。次項において同じ。）については、当該助成金の交付の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過するまでの間は、この要綱に基づく助成金の交付申請をすることが

できない。

3 前項の規定にかかわらず、生ごみ堆肥化容器に係る、この要綱に基づく1基分の助成金の交付を受けた者については、当該助成金の交付の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過するまでの間、1基分の生ごみ堆肥化容器に係る助成金の交付申請をすることができる。

(助成金の交付決定等の通知)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、助成金の交付の可否を決定し、奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付(不交付)決定通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(交付の取下げ)

第6条 申請者は、助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、速やかに奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付申請取下届出書(別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。

第7条 削除

(助成金の交付決定の取消し)

第8条 市長は、助成金の交付を受けた者(以下「対象者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、助成金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽り又は不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) その他この要綱に違反したと認められるとき。

(助成金の返還命令)

第9条 市長は、助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、対象者に対し、奈良市生ごみ処理機器購入助成金返還命令書(別記第5号様式)により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(生ごみ処理機器の処分の制限)

第10条 対象者は、助成金の交付を受けた日から5年(段ボールコンポストについては、3箇月)を経過する前において、当該助成

金の交付を受けた生ごみ処理機器を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（別記第6号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（関係書類の保管）

第11条 対象者は、生ごみ処理機器購入に係る関係書類を、助成金の交付を受けた日から5年間保管しなければならない。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年5月24日告示第195号）

この告示は、平成3年6月1日から施行する。

附 則（平成5年3月26日告示第89号）

（施行期日）

1 この告示は、平成5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、既にこの告示による改正前の奈良市生ごみ堆肥化容器及び家庭用簡易焼却炉購入助成金交付要綱第8条の規定により容器の購入に係る助成金の交付を受けている者については、当該容器はこの告示による改正後の奈良市生ごみ堆肥化容器及び家庭用簡易焼却炉購入助成金交付要綱第3条第2項に規定する助成金の交付の対象となる容器の基数に含むものとする。

附 則（平成6年3月24日告示第95号）

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年12月9日告示第521号）

（施行期日）

1 この告示は、平成9年12月27日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の奈良市生ごみ

堆肥化容器及び家庭用簡易焼却炉購入助成金交付要綱（以下「改正前の要綱」という。）第4条の規定に基づき家庭用簡易焼却炉の助成金の交付申請があったものについては、なお従前の例による。この場合において、改正前の要綱第7条中「市長に提出」とあるのは、「市長に平成10年2月10日までに提出」とする。

附 則（平成12年6月27日告示第269号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成12年10月1日から施行する。ただし、第10条並びに別記第4号様式及び第5号様式の改正規定は、同年7月1日から施行する。

（奈良市生ごみ堆肥化容器取扱指定店の認定の失効等）

- 2 平成12年6月30日において、現に行われている奈良市生ごみ堆肥化容器取扱指定店の認定は、同年9月30日限り、その効力を失う。
- 3 前項の指定店の認定を受けている者は、平成12年9月30日までに委任を受けた生ごみ堆肥化容器に係る助成金の交付を、同年10月31日までに請求しなければならない。

附 則（平成24年3月29日告示第175号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第204号）

この告示は、平成29年4月1日から施行し、同年6月1日以後に生ごみ処理機器を購入した者に適用する。

附 則（平成30年4月25日告示第274号）

この告示は、平成30年4月25日から施行する。

附 則（令和元年6月27日告示第106号）

この告示は、令和元年7月1日から施行し、同年4月1日以後に購入された生ごみ堆肥化容器に係る助成金から適用する。

附 則（令和3年3月19日告示第126号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前のそれぞれの要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (令和 6 年 3 月 28 日告示第 161 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に購入された生ごみ処理機器の助成の申請について適用し、施行日前に購入された生ごみ処理機器の助成の申請については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際、既にこの告示による改正前の奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱(以下「改正前の要綱」という。)の規定により生ごみ処理機器の購入に係る助成金の交付を受けている者については、当該生ごみ処理機器は、改正後の要綱第 3 条第 2 項に規定する助成金の交付の対象となる生ごみ処理機器の基数に含むものとする。
- 4 この告示の施行の際、現に改正前の要綱別記第 1 号様式から第 3 号様式まで、別記第 5 号様式及び第 6 号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別記

第1号様式（第4条関係）

奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付申請書

（申請日） 年 月 日

（宛先） 奈良市長

申請者住所
フリガナ
氏名
生年月日 年 月 日
電話番号

奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。
また、私（申請者）の「市税の納入状況」について、申請の審査のために必要な限度において、調査されることに同意します。

設置した生ごみ処理機器に関する事項	助成金の名称	奈良市生ごみ処理機器購入助成金
	生ごみ処理機器の購入金額 (消費税及び地方消費税含む。)	円
	設置場所	奈良市
	助成金申請額	ご指示のとおり
	処理容量	リットル
	製品名	
	製造会社	
	購入日	年 月 日
添付書類	(1) 申請者の身元を確認できる書類の写し (2) 生ごみ処理機器購入に要した費用が明記された領収書の写し (3) 生ごみ処理機器設置後の状況が確認できる写真 (4) その他市長が必要と認める書類	

助成金が交付される場合は、次の金融機関に振り込んでください。

金融機関		預金種別	口座番号
銀行 農協 信金	本店 支店	普通（総合）	
	店番号	フリガナ	
		口座名義人	

* 振込先口座は申請者の口座とします。

* ゆうちょ銀行の場合は店番号を必ず記入してください。

第2号様式（第5条関係）

奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付（不交付）決定通知書

申 請 者
住 所
氏 名 様

年 月 日付けで申請のあった奈良市生ごみ処理機器購入助成金の交付については、
次のとおり決定したので、奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱第5条の規定により通知しま
す。

年 月 日

奈良市長

決 定 内 容	交 付 ・ 不 交 付
交 付 決 定 額	円
不 交 付 の 理 由	

第3号様式（第6条関係）

奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付申請取下届出書

年 月 日

（宛先）奈良市長

奈良市生ごみ処理機器購入助成金について、交付申請を取り下げたいので、奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱第6条の規定により届け出ます。

購入助成金 交付決定通知日	年 月 日	交付決定額	円
フリガナ			
届出者氏名			
住 所	電話番号（ ）		
添付書類	この奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付申請取下届出書に係る奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付（不交付）決定通知書の写し		

第 4 号様式 削除

第5号様式（第9条関係）

奈良市生ごみ処理機器購入助成金返還命令書

申請者
住所
氏名 様

奈良市生ごみ処理機器購入助成金の交付について、奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱第9条の規定により、次のとおり返還を命じます。

年 月 日

奈良市長

購入助成金 交付決定通知日	年 月 日	交付決定額	円
返還金額	円		
返還期限	年 月 日		
返還理由			

第6号様式（第10条関係）

財 産 処 分 承 認 申 請 書

年 月 日

（宛先）奈良市長

申 請 者

住 所

氏 名

奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱第10条の規定により、次のとおり財産処分の承認を申請します。

購入助成金 交付決定通知日	年 月 日	交付決定額	円
処分の方法			
処分の時期	年 月 日から (年 月 まで)		
処分の理由			
処分の条件			